

平成26年度 第3回 小平市介護保険運営協議会 会議要録

1	開催日時	平成26年10月1日（水） 午後2時00分～4時00分
2	開催場所	小平市健康福祉事務センター 2階 会議室（3）（4）
3	出席委員名 （敬称略）	小澤尚、加藤希、金子恵一、木村源一、黒澤桃枝、佐藤正孝、篠原法子、清水太郎、下村咲子、高橋真奈美、棚井俊雄、中島千恵、野崎紘一、山路憲夫
4	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> （1） 平成26年度 第3回 小平市介護保険運営協議会 会議次第 （2） 資料1 平成26年度地域包括支援センター活動実績（4月～8月） （3） 資料2 平成26年度介護予防事業の概要報告 （4） 資料3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案） 市民懇談会 福祉のまちづくり講演会の日程 （5） 資料4 地域密着型サービス事業所の新規指定について （6） 資料5-1 小平市高齢者保健福祉計画・小平市介護保険事業計画 構成（案） （7） 資料5-2 小平市高齢者保健福祉計画・小平市介護保険事業計画 第3章 「計画の基本的な考え方」（案） （8） 資料5-3 小平市高齢者保健福祉計画・小平市介護保険事業計画 第4章 「施策の取り組み」（未定稿 原案） （9） 事前質問への回答
5	傍聴人数	4名
6	次 第	<ul style="list-style-type: none"> 1 開会 2 配付資料の確認 3 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> （1） 地域包括支援センターの活動報告（資料1） （2） 介護予防事業の概要報告（資料2） （3） 計画（素案）市民懇談会・福祉のまちづくり講演会の日程について（資料3） 4 協議・検討事項 <ul style="list-style-type: none"> （1） 地域密着型サービス事業所の指定等について（資料4） （2） 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（資料5-1、5-2、5-3） 5 閉会

1 開会

2 配布資料の確認

3 報告事項

(1) 地域包括支援センターの活動報告

質疑なし

(2) 介護予防事業の概要報告

〔質疑応答〕

委員：ボランティア活動は様々な団体が行っているが、ボランティアごとに対応可能な事柄や方法が違ってくるといった状況が出てくるのか。統一した団体間のコンセンサスはできあがっているのか。

事務局：様々な形でボランティア活動を行っている方がおり、社会福祉協議会のボランティアセンターや地域センターや公民館等で活動している。介護予防見守りボランティア事業では、研修を受けて事業に賛同してもらった市民に登録してもらっている。ボランティア活動は様々な活動も含めて複合的に実施しているため、市として統一性は図れていない。見守りサポーター養成研修では見守りに対する普及啓発や気づきの点等を研修し、見守りに関する市民のレベルアップにつなげ、さらに介護予防見守りボランティアに登録する方が増えていくとよいと考えている。

(3) 計画（素案）市民懇談会・福祉のまちづくり講演会の日程について

〔質疑応答〕

委員：市民懇談会に多くの市民に参加してもらうことは大変なことだとは思いますが、もっと集まりやすい方法も考えてほしい。今回のパブリックコメントは非常に重要であり、市民懇談会をできるだけ活用してたくさんの市民に関心をもってもらい、できるだけ多くの意見を寄せてもらえるように工夫してほしい。

4 協議・検討事項

(1) 地域密着型サービス事業所の指定等について

〔質疑応答〕

会長：小平市内では初めての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ということだったが、今年度はこの1件だけなのか。

事務局：他の法人からも市として相談を受けている。たまさいケア24は基本的には中央東圏域でそれ以外は応相談としているため、第6期計画のなかでも、市内の他の圏域についても計画的な整備に向けて検討を進めていく。

委員：事業所の規模はどの様になっているのか。

事務局：利用定員は20名、スタート当初は数人から始めて徐々に増えていくのではないかと。国の調査によると、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の平均利用者数は18名となっているため、この程度の規模で事業を行っていくことになるのではないかと。

- 委員：定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用することにより、入院しているのと同様のサービスを在宅で受けることができるようになるという理解でよいのか。
- 事務局：入院レベルのサービスにどれだけ近づけるのかといった課題はあるが、訪問介護や訪問看護のサービスを組み合わせて一体的に提供し、在宅を支えていくサービスとなっている。
- 委員：今まで中央圏域にあった医師会の訪問看護ステーションが西圏域に移動したという話を聞いたが、そこで定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行うという予定はないのか。
- 事務局：医療の連携窓口が医師会から南台病院の地域医療連携室に移ったという情報はあるが医師会の訪問看護ステーションが移転するという情報はない。
- 事務局：定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、医療介護の質を保持しながら在宅での生活を維持していくという、現在非常に脚光を浴びているサービスとなっている。一方で、24時間対応であるため、担い手が確保しづらい事業でもある。市内全域にむけた広がりとしては、2025年にむけた地域包括システムを構築していくなかで、今回市内で初めてサービスが開始されたということを重視し、事業の推移を見ながら他の事業者が参画していける仕組みをつくれるよう努力していく。
- 委員：現場として危惧するのは、サービス付き高齢者向け住宅の運営のために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を取るような事業者が出てくるのではないかということだ。サービス付き高齢者向け住宅の中だけで完結してしまい、地域に広がっていかないということがないようにしてほしい。

この事項については了承された。

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

〔質疑応答〕

- 会長：新計画の計画期間は3年間であるため、新しい総合事業について仮に平成29年度からの事業実施となると、具体的に平成29年度の事業の中身についてもある程度踏み込んで議論しなくてはいけない。仮定の話ではなく、具体的に市として平成29年度から実施するという方針を明確に出してもらった方が議論しやすくなる。
- 事務局：市として方針を決定するということもあるが、担い手側の問題としても、市内の全域において一定の規模で実施できる体制を準備することが必要になってくる。そのため仮に平成29年度からの実施としている。開始時期については条例で明記する必要があるが、制度上遅くても平成29年度から実施しなくてはいけない。少なくとも初年度は準備期間が必要だと考えている。できるだけ早く実施することが望ましいが、中長期的な観点からも拙速に実施して失敗に終わってもいけない。理想としては平成28年度から実施したいと考えている。
- 委員：今回の計画の大きなポイントは、要支援1・2の方を市町村で支えていくということだ。そのため、高齢者のニーズを的確に把握分析することがより重要になってくる。新計画の重点的な取組を読むと、支援を現に必要としている人をより厚く支援していくといったトーンに読めてしまう。それ以前に、まずいかに市町村が要支援になる前の段階の方を拾い上げていくのか、ということが大切なのではないか。今の基本チェックリスト等に追加もしくは強化する形で、もう少し強い形でニーズを吸い上げるシステムを構築してほしい。また、第1章、第2章については、計画の内容がもう少し固

まってきた時点でもう一度表現をチェックすることが必要になってくるのではないかと。所々言葉の使い方では整合性が取れていないところがある。特に「高齢化の進展」という表現が第1章から複数箇所で使われている。又「高齢化の進行」という表現もあり、新計画策定に対する協議会の姿勢を問われることになりかねず一番気になっている。「進展」の言葉は「進歩発展」を意味するもので「高齢化の進展」は不相当である。もう一度事務局で全文を読み直していただきたい。

会長：話が多岐に渡るため意見を言いにくいと思うが、なんでも感じたことについて、意見・質問等を順番に1人ずつ話してほしい。

委員：「見守り体制の充実」が、ニーズを濃密に把握する方法の一つになってくるのではないかと。隣近所の顔が見えるような形で日頃の付き合いを濃密にしていくことで、細かなニーズの把握につながっていく。民生委員と協力して様々な活動主体が連絡連携を取り、お互いの問題点を把握していくという、この「見守り体制の充実」は非常にいい取組だと思う。

委員：この新計画は、過去からの累積と新しい指針とを合わせて、少しずつ修正してきたものであり、基本的にはこれでよいのではないかと考えている。

委員：「介護予防・生活支援の基盤整備」については、担い手の問題になってくると思う。元気な高齢者に担い手になってもらうために、いかにアプローチするのが課題ではないか。また、認知症については、小学生の頃から勉強していくことも必要ではないか。見守り体制については、大人だけではなく子どもも含めて考えていかなければならない。

委員：今後要支援1・2を対象とした予防給付の一部を地域支援事業の中に組み込んでいくことになるが、小平市として財政的に耐えられるのか。また、「医療との連携強化」のなかに「自宅で看取る体制の整備」というものがあるが、市としては具体的にどの様なものを想定しているのか。「介護と医療の連携の推進」について、病気の質によっては介護の段取りと医療の段取りとが上手く合わない状況もあると思うが、市としてどの様に考えているのか。

委員：この協議会であまり個別の事情についてまで議論していくと進まないため、そこに配慮しながら意義のある時間にしていかなければならない。要支援1・2の人たちの支援を市が担うということはよいことだと思う。こういったシステムをつくるときに、あまり甘やかし過ぎるのもよくない。認知症ではない人まで認知症にしてしまうようなシステムではいけない。要支援ぐらいの方で、甘えている人が増えているのが現実だ。ずうずうしい人や、市の政策を逆手にとって頼り過ぎている人に、だめですよと言っていかなければいけない。むしろ、本当に支援しなくてはいけない人は静かにしていたりする。そういった人に声をかけやすいイメージづくりや、啓発活動が必要になってくるのではないかと。

委員：地域包括ケアシステムとは、結局、意識改革なのではないかと感じている。自立支援ということで、その方の能力を活かして自立生活が送れるようにケアプランを作成しているが、やはり依存的な方が非常に多い。自助・互助についていかに理解してもらうかということが、全般の課題なのではないか。新しい総合事業については、市町村で格差がでてくるのではないかと、そもそも担い手がいるのかといった疑問が現場で出ている。医療と介護の連携は今後重要になってくると思う。かかりつけ医がきちんと

機能して、地域の医師やケアマネジャーや支援事業所が上手く分担しながら、その方の自立支援を目指せば理想ではないか。

委員：地域の中で認知症の方が当たり前に生活していくようにならないと、介護保険はパンクしてしまう。地域の人たちから、認知症の方が怖いし危ないから何とかしてほしいという相談を受けることがある。その時に、迷子になったとしてもとりあえず家に帰れている状態ならば、気持ち悪いとか言わないで見守ってください、と言いながら支えていくことが私たち民生委員の役割ではないかと思っている。現在、様々な見守りボランティア活動が行われており、社会福祉協議会でもボランティアの育成に力を入れているが、民生委員の守秘義務は非常に厳しく、ボランティアの方と民生委員が連携する場合の情報提供について今後考えていく必要がある。「いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援」とあるが、地域で生きがいのある場所を見つけることが、介護予防につながっていくのだと思う。小学校のボランティア活動に地域のお年寄りが参加することで、子どもたちと触れ合いながら生きがいを持ち、子どもたちもそういったお年寄りを見て育つことになる。なかには、日にちを間違えて行ってしまうお年寄りもいるが、それが地域で見守っていくことにつながる。介護保険制度だけでなく、教育関係等にも波及するような大きな事業ではないかと思っている。

委員：お年寄りがどれだけ自立できて、どれだけ持病の悪化を未然に防げるのかということが、在宅で最後までいきいき暮らせることにつながるのではないか。「住み慣れた小平で、いきいきと笑顔で暮らせる地域社会を目指して」とあるが、お年寄りだけでなく全ての人が楽しくいきいき暮らせれば、それに付随して高齢者も地域も輝いて暮らせるのではないか。

委員：財政の問題は大きいですが、どれだけの方に協力してもらえるのかということを中心に心配している。人口が減少しており、女性も働きに出て行くことが当たり前になっており、地域の担い手が薄くなっている。できるだけ幅広い形で、少しずつの負担で担ってもらえるようなシステムを考えていかないといけない。

委員：職員や市民が知恵を出し合って、失敗や無駄のないやり方を考えて臨む必要がある。コーディネーターは重要なキーマンになると思うがこれから育てていくのか。早く養成をした方がよいと思う。新制度の事業者への説明をこれから始めるのでは遅いのではないか。

委員：財政的な部分も含めて、まず現状を包み隠さず市民に伝えていかなければいけない。その上で、制度全体を分かりやすく市民に説明して、理解してもらうことが第一になる。また、コーディネーターが非常に重要になってくると思う。縦割りの組織では制度の隙間に落ちる人が出てくる可能性がある。早急に組織間の連携やスキームを構築していく必要がある。担い手として今後ボランティアの力を借りなければいけなくなってくるが、ボランティアによる意図しない情報の漏洩対策等、行政として個人情報管理の専門のセクションを整備していく必要があるのではないか。初年度にあれもこれもということは無理だと思う。計画についても計画期間中に必要な部分は修正していき、制度も運用も変えていくことが必要だ。

委員：今回の制度改正は、要支援が切り離されるようなイメージがある。要支援であっても、認知症の比較的重い人もおり、単純に介護度だけではその人の状態は分からない。デイサービスでは、介護度の重い人の手伝いを同じ利用者が自然にしたり、介護度が重

くても自分にできることを見つけて、デイサービスという小さくても一つの社会の中で自分の力を発揮できている。今後介護度が変わったからといって、そこで今までの人間関係が切れてしまうといったことがないような制度設計を目指していきたい。認知症の方については、近所の店や近所の人に支えられて、かなり重度の方も地域で暮らしているのを感じている。地域の色々な人を巻き込んで、高齢化を意識して考えていけるまちづくりができればよいと思う。

副 会 長：医療の立場から話すと医師自体も専門医が一番偉いという文化を変えていかなければいけないのだと思う。自宅で看取るということについては国自体も実態に追いつくのが精一杯という中で取り組まなければいけないという前提がある以上、一番懸念するのは今の日本の他罰的で攻撃的なムードについてだ。未知のことに取り組むため、不都合が起きたときに攻撃されたり非寛容な雰囲気が一番障害になる。他罰的でなく寛容な形で、皆で取り組むことが不可欠なのではないか。

会 長：凄まじい高齢化と認知症の方の増加と、一方で少子化や財源の問題もある中で、どうやって地域で支えていくのかということを考えていかなければいけない。地域の再生という言葉はよく使われるが、私は地域のサバイバルだと思っている。専門職も市民も行政も一体となってやらないと地域は生き残れない。

今回のガイドラインで示されたコーディネーターは生活支援事業のコーディネーターに特化しているが、従来の制度の枠外の日常的な様々なことも含めて、地域住民やNPO、ボランティアも参加して、地域の支えをつくっていく。見守りに限らず、生活全体を誰が支えていくのかというコーディネーターを、有償か無償かの判断も含めて行政だけでなく住民全体で考える必要がある。

医療と介護の連携は、小平市も含めてできているとは思えない。医療も本気になって、在宅医療の体制をつくっていかなければいけない。同時に、介護も住民も意識を変えて無駄な医療を省いていき、介護と医療が連携できるような仕組みをつくっていく。その前提となるのは財源の問題。基本的には従来型の要支援1・2の訪問介護・通所介護の枠組みを堅持して、財源も従来どおり確保していくという話だが、要介護・要支援の高齢者は否応なく増えていき、従来型の枠組みでやっていけば必要なお金は増えていく。従来型の枠組みを堅持しつつ、新しい総合事業の日常生活支援をいれるとなると、従来型の要支援1・2の訪問介護と通所介護につぎ込んでいたお金を使うということだけでは財源を捻出できない。それをどうしていくのかということは大問題であり、それを今回の計画の中で考えなくてはならない。

事 務 局：介護保険の対象者は増えていくため、現制度のサービスの水準でのニーズは高まっていく。今回の新しい総合事業等の改正は、現在の給付費の水準を、地域の工夫の中で後期高齢者の伸び程度に抑えてほしいという要請だと理解している。基礎自治体がやれることは、地域の力をサービスの中に組み込んでいくことではないかと考えている。これまで介護のプロが支援していたものも、プロでなくてもできることは地域の新しい担い手に移行していく。単に介護のプロのサービスだけで要支援の方の生活レベルを維持するのではなく、多様なサービスを加えながら、色々な方が関わる中で生活レベルを維持して介護度が高まらないようにしていくという考え方になる。担い手の報酬等、現実的な事業計画の裏づけになるようなものが決まらないと、具体的な話に入っていけない。今現在は、そういった担い手になってもらえるように、公共的な事業

を行っている団体等に少しずつ声かけをしている。そういった意味で準備期間が必要だと考えている。

認知症の対策については、東京都は人間関係が希薄といわれており、新たに人間関係のしくみをつくっていく必要がある。市としても、高齢期の皆さんと周りの地域の方が顔を合わせることができる、様々な装置をつくっていく工夫を進めていかなければいけない。認知症疾患医療センターの認知症アウトリーチチームと協働するため、10月から小平市でも地域包括支援センター中央センターに認知症コーディネーターを配置する。地域のつながりがそれほどない中で、委託して仕事をしながらコーディネーターに育ってもらいたいと考えている。日常生活圏域を基本として地域包括支援センターを中心に、生活支援コーディネーターも含めて、混乱のないように整備を進めていきたい。新たなものを一気につくるのではなく、地域の特性をみながら今まで積み重ねてきた地域の資源の中で、地域に居る人材を配置していくという方向で考えている。

3年の事業計画ではとても足りないため、まず方向性として必要なポイントに意見をいただき、それを毎年運営協議会等で見直しをしていく。2025年を見据えて3年3年の2回の計画で一定の方向をしっかりと定めていきたいと考えている。

会 長：3か年の事業計画をつくるため、方向性だけではなくある程度具体的なことまで踏み込んでいく必要があるのではないかと考えている。

5 閉会

次回開催 平成26年10月29日（水）午後2時からの開催予定

以上